

社会的責任に係わる

ZVEI 行動規範

はじめに

ZVEI - ドイツ電気・電子工業連盟 - およびその加盟企業は国際的な企業活動における社会的責任(国際的には多くの場合「CSR」¹と表現される)を有することを宣言します。これは本「社会的責任に係わるZVEI 行動規範」(以下「CoC」という)がとりわけ労働条件や社会と環境への適合性および透明性の確保のために、信頼に基づいた協力と対話を業界の指導指針としていすることを意味します。ZVEI が加盟企業の協力の下に策定し、合意した本 CoC の内容は、ZVEI 共有の価値基準を表明するものであり、そのことは ZVEI のビジョンおよびミッションに定義され、特に社会的市場経済の宣言に規定されています。

ZVEIの加盟企業に対し、本 CoC を使用することを推奨します。本 CoC は加盟企業が署名することのできる自己責任のコンセプトとして策定されています。ZVEI は本 CoC を提供することで加盟企業が国際市場における様々な枠組条件に対応し、かつ製品価値を創造しつづける永続的活動の中でますます複雑になる協力関係から生まれる要求事項および社会的期待に適合しようとする加盟企業を支援します。

1. 社会的責任を負う企業経営に関する基本的理解

本 CoC は社会的責任を負う企業の経営について、共通の基本的理解に基づいて策定されています。つまり、署名企業が企業としての決断と行為が経済的、技術的、社会的および生態系的観点からどのような結果をもたらすかを熟考し、利害の調整を適切に行う責任を負うことを意味します。署名企業は自己のそれぞれの可能性および行動範囲の枠内において、企業活動を行うそれぞれの拠点でグローバルな社会の繁栄と持続可能な発展に貢献します。その際、署名企業は一般に認められた倫理的価値と原則、特に誠実と公正および人間の尊厳を尊重することを行動指針とします。

2. 適用範囲

2.1 本 CoC は署名企業が展開する全世界の支店および事業所に適用されます。

¹ CSR = 企業の社会的責任

2.2 署名企業は、それぞれの可能性および活動の範囲内で、当該企業の供給業者やその他の製品価値の創造に関する永続的な活動についても、本 CoC の内容が遵守されるように配慮する義務を負います。

3. 社会的責任を負う企業経営の重要なポイント

署名企業は以下に述べる価値および原則が持続的に尊重され、遵守されるよう積極的に働きかけます。

3.1 法令順守

署名企業は事業を行っている国で適用されている法律およびその他の規則を遵守します。制度的な枠組が脆弱な国においては、署名企業は自国における社会的責任を負う企業経営の優れた実務実績から何を適用すべきかを慎重に検討します。

3.2 誠実さと組織的ガバナンス

3.2.1 署名企業は一般に認められた倫理的価値および原則、特に誠実と公正、人間の尊厳の尊重、公明性および宗教、世界観、性および人種上の非差別を指針として取引を行います。

3.2.2 署名企業は該当する国際連合条約²の意味における腐敗と贈収賄を拒絶します。署名企業は適切な方法で透明性、誠実な取引および企業の責任ある経営管理を促進します。

3.2.3 署名企業はクリーンで世間一般に認められた商慣行および公正な競争を追求します。署名企業は競争においては専門的な行為および品質重視の仕事を指針とします。署名企業は監督官庁と協力的かつ信頼できる関係を構築します。署名企業はさらに「工業連盟の職務に関する手引き - ZVEI における企業結合法に適合した取引に関する注意」の規定を遵守します。

3.3 消費者利益

消費者利益に関しては、署名企業は消費者を保護する法令および適切な販売、マーケティングおよび情報上の商慣行を遵守します。特に保護を必要とするグループ（例えば、少年保護）には特別に配慮します。

3.4 コミュニケーション

署名企業は本 CoC の要求事項およびその実施について、従業員、顧客、納入業者およびその他の利害関係者および債権者グループに対し包み隠さず、対話を中心として情報を提供します。全ての文書および資料は義務に応じて作成し、不正に変更または廃棄せず、適切に保管します。取引先のノウハウおよび業務情報は慎重かつ秘密裡に取扱います。

3.5 人権

署名企業は人権の助長に尽力します。署名企業は国連の人権憲章³に基づく人権、特に以下に述べる人権を守ります。

3.5.1 個人的な領域

個人的な領域を保護します。

3.5.2 健康と安全

健康と労働安全の確保、特に事故や傷害を防ぐための安全で健康を促進する労働環境を確保します。

3.5.3 ハラスメント

身体的処罰および肉体的、性的、心理的または言語によるハラスメントまたは虐待から、従業員を保護します。

3.5.4 言論の自由

言論の自由および意思表明の自由の権利を保護し、保証します。

3.6 労働条件

署名企業は ILO⁴ の以下の中核的労働基準を遵守します。

² 2003年の国際連合腐敗防止条約、2005年に発効。

³ 世界人権宣言、1948年の国連決議 217 A (III)

⁴ ILO = International Labour Organization = 国際労働機関

3.6.1 児童労働

各国の法令がより高い年齢を定めている場合または例外を認めている場合を除き、児童労働、すなわち15歳以下の児童の労働を禁止します。⁵

3.6.2 強制労働

あらゆる種類の強制労働を禁止します。⁶

3.6.3 報酬

有効な法令および規則に準拠した報酬、特に報酬水準に係わる労働基準を厳守します。⁷

3.6.4 被雇用者の権利

それが各国の法令により認められているかぎり、被雇用者の団結の自由、集会の自由および団体交渉および賃金交渉の権利を尊重します。⁸

3.6.5 差別の禁止

全ての従業員に差別することなく対応します。⁹

3.7 労働時間

署名企業は最大許容労働時間に関する労働規準を遵守します。

3.8 環境保護

署名企業は自己の各工場に適用される環境保護規則および規格を満たし、各拠点においては環境に配慮したうえで、事業を行います。さらに、署名企業はリオ宣言¹⁰の原則に従い、天然資源を取り扱う義務を負います。


3.9 市民としての参加

署名企業は事業活動を行っている国と地域の社会的および経済的發展に貢献すると共に従業員の自由意志による同様の活動を助成します。

4. 実践と継続

署名企業は本 CoC に記載された原則と価値を継続的に実践し、活用するために、あらゆる適切かつ妥当な努力をします。契約の相手方の要求に応じかつ相互主義の枠内において、主な措置がどのように遵守されているかを追認できるように、契約の相手方に対し当該措置について報告します。ノウハウおよび営業秘密の第三者への開示ならびに競争に関連する情報または保護する価値のある情報に対する請求権は存在しません。

Verl, 1.1.2015
(場所、日付)


(署名)

BECKHOFF
Automation GmbH & Co. KG
www.beckhoff.com

⁴ ILO = International Labour Organization = 国際労働機関

⁵ 1973年のILO決議 No. 138 および1999年のILO決議 No. 182

⁶ 1930年のILO決議 No. 29 および1957年のILO決議 No. 105

⁷ 1951年のILO決議 No. 100

⁸ 1948年のILO決議 No. 87 および1949年のILO決議 No. 98

⁹ 1958年のILO決議 No. 111

¹⁰ リオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議で合意された1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」の27の原則